

令和7年9月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第63号 亀山市公共下水道条例の一部改正について	1
議案第64号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	3

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者（以下「他の市町村長等」という。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事は、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第25条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第3に定める基本使用料金と従量使用料金との合計額_____とする。</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第25条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第3に定める基本使用料金と従量使用料金との合計額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>2及び3 （略）</p>

別表第3（第25条関係）

基本使用料金		従量使用料金	
汚水の量	料金	汚水の量	料金（1立方メートルにつき）
5立方メートルまで	1,100円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	22円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	165円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	187円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	214円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	247円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	286円
		500立方メートルを超えるもの	324円

別表第3（第25条関係）

基本使用料金		従量使用料金	
汚水の量	料金	汚水の量	料金（1立方メートルにつき）
10立方メートルまで	990円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	148円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	165円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	187円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	214円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	247円
		500立方メートルを超えるもの	280円

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 使用月 亀山市公共下水道条例(平成17年亀山市条例第131号。以下「公共下水道条例」という。)第3条第14号に規定する使用月をいう。</u></p> <p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事の施行は、<u>公共下水道条例</u>第8条第1項に規定する指定工事店でなければしてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた農業集落排水事業の管理者(以下「他の市町村長等」という。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事は、この限りでない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事の施行は、<u>亀山市公共下水道条例(平成17年亀山市条例第131号)第8条第1項に規定する指定工事店</u>でなければしてはならない。</p>

2及び3 (略)

(使用料の徴収)

第11条 市長は、処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する

_____。

2 使用料は、毎使用月にその使用月における処理施設の使用について、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により_____徴収する。

(使用料の算定方法_____)

第12条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める基本使用料金と従量使用料金との合計額とする。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、公共下水道条例第25条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「公共下水道」とあるのは、「処理施設」と読み替えるものとする。

3 使用者が使用月の中途において処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合における別表第2に定める基本使用料金の算定については、次のとお

2及び3 (略)

(使用料)

第11条 使用者は、別表第2に定める基本料金と人数割料金との合計額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、_____、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により、毎月徴収する。

(特別な場合における人数割料金の算定)

第12条

使用者が月_____の中途において処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合における人数割料金_____の算定については、次のとお

りとする。

(1) 及び (2) (略)

別表第1 (第3条関係)

名称	位置	処理すべき区域
井尻地区処理場	亀山市和田町1819番地	井尻町 和田町の一部
小川地区処理場	亀山市小川町2461番地1	小川町 白木町の一部
白木地区処理場	亀山市白木町3552番地	白木町 (小川地区処理場に係る処理すべき区域を除く。)
辺法寺地区処理場	亀山市辺法寺町1252番地7	辺法寺町
白木一色地区浄化センター	亀山市関町白木一色952番地5	関町白木一色
沓掛地区浄化セ	亀山市関町沓掛588番	関町沓掛 関町市瀬の

りとする。

(1) 及び (2) (略)

別表第1 (第3条関係)

名称	位置	処理すべき区域
田村地区浄化センター	亀山市田村町1196番地8	田村町 (安楽川左岸区域を除く。) 長明寺町 太森町
井尻地区処理場	亀山市和田町1819番地	井尻町 和田町の一部
小川地区処理場	亀山市小川町2461番地1	小川町 白木町の一部
白木地区処理場	亀山市白木町3552番地	白木町 (小川地区処理場に係る処理すべき区域を除く。)
辺法寺地区処理場	亀山市辺法寺町1252番地7	辺法寺町
白木一色地区浄化センター	亀山市関町白木一色952番地5	関町白木一色
沓掛地区浄化セ	亀山市関町沓掛588番	関町沓掛 関町市瀬の

センター	地 1	一部
上加太地区浄化センター	亀山市加太板屋 4 6 5 5 番地	加太神武、加太板屋、加太北在家及び加太中在家の一部
下加太地区浄化センター	亀山市加太市場 1 0 2 2 番地	加太市場、加太向井及び加太梶ヶ坂の一部
両尾・安坂山地区処理場	亀山市両尾町 1 7 5 9 番地 8	両尾町 安坂山町
坂下地区浄化センター	亀山市関町坂下 7 番地 1	関町坂下の一部
市瀬地区浄化センター	亀山市関町市瀬 7 0 5 番地	関町市瀬（沓掛地区浄化センターに係る処理すべき区域を除く。）の一部
南部地区処理場	亀山市田茂町 3 2 3 番地 1	田茂町、安知本町及び楠平尾町の一部
昼生地区処理場	亀山市下庄町 3 9 3 1 番地	下庄町、中庄町及び三寺町の一部

別表第 2（第 1 2 条関係）

基本使用料金	従量使用料金
--------	--------

センター	地 1	一部
上加太地区浄化センター	亀山市加太板屋 4 6 5 5 番地	加太神武、加太板屋、加太北在家及び加太中在家の一部
下加太地区浄化センター	亀山市加太市場 1 0 2 2 番地	加太市場、加太向井及び加太梶ヶ坂の一部
両尾・安坂山地区処理場	亀山市両尾町 1 7 5 9 番地 8	両尾町 安坂山町
坂下地区浄化センター	亀山市関町坂下 7 番地 1	関町坂下の一部
市瀬地区浄化センター	亀山市関町市瀬 7 0 5 番地	関町市瀬（沓掛地区浄化センターに係る処理すべき区域を除く。）の一部
南部地区処理場	亀山市田茂町 3 2 3 番地 1	田茂町、安知本町及び楠平尾町の一部
昼生地区処理場	亀山市下庄町 3 9 3 1 番地	下庄町、中庄町及び三寺町の一部

別表第 2（第 1 1 条関係）

区分	月額使用料（1 戸当たり）
----	---------------

汚水の量	料金	汚水の量	料金（1立方メートルにつき）
5立方メートルまで	1,100円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	22円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	165円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	187円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	214円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	247円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	286円
		500立方メートルを超えるもの	324円

別表第3（第13条関係）

区域	新規加入金（1戸当たり）
井尻地区処理場の処理区域に属する区域	730,000円
小川地区処理場の処理区域に属する区域	670,000円
白木地区処理場の処理区域に属する区域	530,000円
辺法寺地区処理場の処理区域に属する区域	520,000円

一般家庭	基本料金	2,200円
	人数割料金	1人につき 550円
一般家庭以外	基本料金	2,200円
	人数割料金	処理対象人員1人につき 550円

備考

- 1 自治会が管理する集会施設については、基本料金のみ徴収する。
- 2 人数割料金は、各戸につき、毎年4月1日及び10月1日現在において住民基本台帳に記録されている人数を基本として算定し、これら以外の日においてその人数に増減がある場合は、使用者の届出に基づき算定する。
- 3 処理対象人員は、建築基準法施行令（昭和25年政令第33号）第32条第1項に規定する処理対象人員の算定方法に準じて算定する。

別表第3（第13条関係）

区域	新規加入金（1戸当たり）
田村地区浄化センターの処理区域に属する区域	430,000円
井尻地区処理場の処理区域に属する区域	730,000円
小川地区処理場の処理区域に属する区域	670,000円
白木地区処理場の処理区域に属する区域	530,000円
辺法寺地区処理場の処理区域に属する区域	520,000円

る区域	
白木一色地区浄化センターの処理区域に属する区域	400,000円
沓掛地区浄化センターの処理区域に属する区域	330,000円
上加太地区浄化センターの処理区域に属する区域	220,000円
下加太地区浄化センターの処理区域に属する区域	240,000円
両尾・安坂山地区処理場の処理区域に属する区域	380,000円
坂下地区浄化センターの処理区域に属する区域	330,000円
市瀬地区浄化センターの処理区域に属する区域	360,000円
南部地区処理場の処理区域に属する区域	350,000円
昼生地区処理場の処理区域に属する区域	430,000円

る区域	
白木一色地区浄化センターの処理区域に属する区域	400,000円
沓掛地区浄化センターの処理区域に属する区域	330,000円
上加太地区浄化センターの処理区域に属する区域	220,000円
下加太地区浄化センターの処理区域に属する区域	240,000円
両尾・安坂山地区処理場の処理区域に属する区域	380,000円
坂下地区浄化センターの処理区域に属する区域	330,000円
市瀬地区浄化センターの処理区域に属する区域	360,000円
南部地区処理場の処理区域に属する区域	350,000円
昼生地区処理場の処理区域に属する区域	430,000円